○総務省告示第一号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、平成二十二年総務省財務省告示第二号（独立行政法人情報通信研究機構が通信・放送開発金融関連業務に係る政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎

題名及び第一条中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に改める。

○総務省告示第二号
○財務省告示第二号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、平成二十二年総務省財務省告示第三号（独立行政法人情報通信研究機構が通信・放送開発金融関連業務に係る民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎

題名及び第一条中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に改める。

○総務省文部科学省告示第二号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、昭和三十七年郵政省告示第一号（標準電波の周波数に関する件）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗
文部科学大臣　下村　博文

本則中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に改める。

○財務省告示第九十九号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百八十九条第一項の規定に基づき、同項に規定する所得税法別表第二の甲欄に掲げる税額が算定された方法に準ずるものとして財務大臣が定める方法を定める件（昭和六十三年十二月大蔵省告示第百八十五号）の一部を次のように改正し、平成二十八年一月一日以後に支払うべき同項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき当該給与等については、なお従前の例による。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

本文中「第百八十五条第一項」を「第百八十五条第一項第一号」に改め、「該当する旨の記載があるとき」の下に「当該勤労学生が同号ロ又はハに掲げる者に該当するときは、当該給与所得者の扶養控除等申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたとき」を、「同居特別障害者」の下に「（これらの障害者又は同居特別障害者が法第百九十四条第四項に規定する国外居住親族である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた当該障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加える。

別表第一を次のように改める。

別表第一

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額			給与所得控除の額
以上		以下	
円	円以下	円	
135,416		149,999	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×40％
135,417		299,999	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×30％＋15,000円
300,000		549,999	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×20％＋45,000円
550,000		833,333	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×10％＋100,000円
833,334		999,999	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×5％＋141,667円
1,000,000	円以上		191,667円

（注）給与所得控除の額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額をもつてその求める給与所得控除の額とする。

○財務省告示第百号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、所得税を課さない法人を指定する件（平成十五年九月財務省告示第六百五号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

別表自動車検査独立行政法人の項の前に次のように加える。

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）
国立研究開発法人海上技術安全研究所	国立研究開発法人海上技術安全研究所法（平成十一年法律第二百八号）
国立研究開発法人海洋研究開発機構	国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）
国立研究開発法人科学技術振興機構	国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）
国立研究開発法人建築研究所	国立研究開発法人建築研究所法（平成十一年法律第二百六号）
国立研究開発法人港湾空港技術研究所	国立研究開発法人港湾空港技術研究所法（平成十一年法律第二百九号）
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法（平成十一年法律第百九十七号）